

令和８年度 第１回 横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会 会議録

１ 日 時 令和８年４月１６日（木） １３時３０分～１４時１７分

２ 場 所 横浜市役所 １８階会議室なみき ６～８

３ 出席者 高橋 義仁 委員長、西田 由紀子 委員、古本 悦子 委員、牟田 行秀 委員

４ 欠席者 無し

５ 傍聴者 無し

６ 議事内容

議題	１ 定足数の確認 ２ 委員会の公開・非公開について ３ 議題１：横浜市長浜ホール第５期指定管理者公募スケジュール及び選定方法について ４ 議題２：指定管理者選定関係資料について ５ その他
議事・委員意見等	１ 定足数の確認 「横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会運営要綱」第７条第３項に基づき、委員数４名のうち４名の出席により定足数を満たしており、会議の成立を確認した。 ２ 委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第３１条及び横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会運営要綱第９条に基づき、「議題１：指定管理者選定関係資料について」以降の審議を非公開とした。 ３ 議題１：横浜市長浜ホール第５期指定管理者公募スケジュール及び選定方法について 事務局から公募スケジュールと選定方法について説明を行い、承認された。 ４ 議題２：指定管理者選定関係資料について 事務局から公募関係資料（公募要項、業務の基準、提案課題、評価規準項目等）の説明を行い、委員の意見交換を行った。管理業務等に関する資料については、事務局に一任することを確認した。 【主な委員意見及び事務局回答】 (１) 公募時期及びスケジュール ・意見なし (２) 公募関係資料全般 ・野口博士及び医学関係資料について、寄託品の手続について確認したい。 →寄託品としては、横浜検疫所及び横浜市立大学から医療器具等を借用しており、市と当該機関との間で覚書を締結している。

	・事故（盗難・破損）時の対応、返還手続における指定管理者の役割を伺いたい。 →指定管理者は現場での保管・管理を担うが、返還等の契約上の手続は市が行うとしており、基本的に指定管理者の責務は管理責任に限定される。 ・ESCO 事業対象設備の所有関係や仕組みについて確認したい。 →ESCO 事業は、LED 設備は事業者が整備・所有し、市は初期費用を負担せず、一定期間（本件では約 13.5 年間）にわたりサービス費用を支払う形で利用する。設備の維持管理や故障時の対応は事業者が担うこととなっている。 ・ESCO 事業の公共施設での導入状況をうかがいたい。 →ESCO 事業は近年多くの自治体で導入されており、初期費用の抑制やコストの平準化が図れる点が特徴である。また、大規模な一括導入によりコスト面での効率化も期待できる。 ・公募資料に記載された GREEN×EXPO 2027 関連の記述について、文化施設として協賛事業や連携企画を具体的に実施する予定があるのか。また、現時点で明確な企画がない場合に当該記述が何を意図しているのか。 →現時点では、GREEN×EXPO 2027 と直接連動した具体的事業までは決定していない。一方で、市としては機運醸成の観点から、関連する取組や事業の実施を期待しており、今後指定管理者と協議のうえ展開していく可能性がある。また、提案段階においても当該趣旨を踏まえた企画提案がなされることを期待する意図で記載している。 ・長浜ホールに隣接する緑地の活用について、現行の管理者評価でも課題が指摘されている中、今回の指定管理において仕様や方針に変更があるか。また GREEN×EXPO 2027 開催に合わせた活用や連携の具体的な検討状況について確認したい。 →現時点では、隣接する長浜野口記念公園との連携について具体的な進展や新たな位置づけはないと。また、公園管理は別部局による所管であり、維持管理水準（草刈り頻度等）は一定の基準に基づき実施されているものの、利用者視点では施設周辺の印象に課題があると認識している。 GREEN×EXPO 2027 は市全体の重要事業であり、開催期間中は草花等をテーマとした取組やおもてなしの観点からの活用が期待されるが、現時点では実施を義務付けるものではなく、提案や協議に委ねる位置づけである。 ・加減点項目について、希望する場合に提出とされている趣旨や、実際の採点にどのように反映されるのか、評価方法を確認したい。 →加減点項目は評価基準に基づき設定されており、市内中小企業の該当性や本市施策への対応状況等について、所定の条件を満たした場合に一定の点数（最大 10 点等）を加算する仕組みである。これらは委員による主観評価ではなく、提出書類に基づき事務局側で確認・点数反映した上で提示される。 (3) 管理業務等に関する資料の取扱い ・意見なし 5 その他 ・意見なし
--	--

審議結果	1 「議題２：指定管理者選定関係資料について」は、公募要項、業務の基準、提案課題、評価規準項目についての各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえで確定する。確定した選定関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイトで公表を行う。 また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。
------	--